

令和4年2月17日招集の定例県議会  
における追加議案の知事提案説明要旨

はじめに、去る2月28日に、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）」など4議案について御議決をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

本県は、1月21日から3月6日までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置として、飲食店等への営業時間の短縮要請や酒類の提供自粛をはじめ、オミクロン株の特徴を踏まえた感染拡大防止に向けた各種対策を講じてまいりました。

現在の感染状況を見ますと、1日当たりの新規陽性者数が過去最多となった2月5日の7,353人と比較をすると減少傾向にはありますが、依然として高い水準で推移しております。

また、重症病床の使用率は低いものの、確保病床の使用率は50パーセントを超えており、引き続き医療提供体制への負荷が高い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、専門家にも意見を伺った上で検討を行い、3月2日に国に対し、まん延防止等重点措置期間の延長等を要請いたしました。

国は3月4日に、新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、本県を含む18都道府県におけるまん延防止等重点措置を3月21日まで延長することを決定し、公示するとともに、基本的対処方針を変更したところです。

これを受け、本県では同期間、引き続き、県内全域について重点措置を実施すべき区域とし、飲食店等に対する営業時間の短縮要請など、これまでと同様の措置を実施することといたしました。

県民、事業者の皆様には、引き続き御不便をおかけすることとなりますが、感染再拡大の兆候が見られなければ早期に見直すことも念頭に置いており、改めての御協力をよろしくお願い申し上げます。

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、まん延防止等重点措置期間が延長されたことに伴う県内飲食店等の事業者に対する感染防止対策協力金など、当面緊急に対応すべき事業に係る経費を計上するものであります。

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラス」の認証店舗のうちワクチン・検査パッケージ適用店舗は、営業時間を午前5時から午後9時までとし、さらに、酒類の提供時間を午前11時から午後8時30分までとすることなどを要件に協力金を支給いたします。

また、その他の店舗については、営業時間を午前5時から午後8時までとし、さらに、酒類の提供を終日自粛することなどを要件に協力金を支給いたします。

なお、協力金につきましては、年度内の執行が困難なことから繰越明許費の設定をお願いしております。

このほか、県内主要駅の繁華街に立地する飲食店等を中心に、営業時間短縮要請等への協力状況を確認するため、実地による目視の外観調査に要する経費を計上するものでございます。

財源につきましては、全額、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用いたします。

この結果、一般会計の補正予算額は、  
222億4,429万7千円となり、  
既定予算との累計額は、  
2兆7,147億3,871万6千円となります。

なお、この補正予算案につきましては、まん延防止等重点措置期間の延長に伴う感染防止対策協力金支給事業等の実施に当たり、速やかな予算措置が必要であることから、他の案件に先立って御審議いただきますよう、特段の御配慮をお願いするものでございます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。